

補装具費支給の要否判定について

(R7.4)

判定区分・判定機関 種 目		新 規		再支給・修理		備 考
		身更相	市 町	身更相	市 町	
義 肢		○ 適		(○) 適	△	
装 具		○		(○)	△	
姿勢保持装置		○ 適		(○) 適	△	
補 聴 器		○		(○)	△	
車椅子 (自走用・ 介助用)	オーダーメイド	○		(○)	△	再支給は再判定
	モジュラー	○		(○)	△	
	レディメイド	○		(○)	△	介護保険優先
電 動 車 椅 子		● 適		● 適		介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置		● 適		● 適		
車載用姿勢保持装置			▲		▲	
義 眼			▲		▲	
眼鏡（コンタクト含む）			▲		▲	
視覚障害者安全つえ			▲		▲	
人 工 内 耳 (人口内耳用音声信号処理装置の修理)			▲		▲	
歩 行 器			▲		▲	介護保険優先
歩行補助つえ			▲		▲	介護保険優先

身更相 ○：書類判定 ●：直接判定

(○)：前回の支給内容と異なり、医学的所見を必要とする場合、再判定

適：身更相で適合判定を実施している種目（義肢、姿勢保持装置については処方医に依頼）

*他の種目の適合判定については、各市町が確認

市 町 △：前回の支給内容などで判断でき、医学的所見を必要としない場合、再判定不要

▲：障害者手帳等

※判定は身更相の判定医が実施する

※判断、確認は市町が実施する